

瑞穂監第50号
平成25年 2月13日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会
議 長 藤 橋 礼 治 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 若 園 五 朗

随時監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

随時監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成24年8月9日から11日にかけて実施された「瑞穂市ピースメッセンジャー事業」の広島派遣に関する事務の執行について監査を行った。

2 監査の実施期間

平成24年10月29日から平成24年11月21日まで

3 監査の方法

監査の対象となった広島派遣に関する事務の執行について、担当部署である秘書広報課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、質問を行うとともに、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 事実関係

(1) ピースメッセンジャー事業について

この事業は、今年度より実施することになったもので、次代を担う若い世代に核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、そして平和の尊さについて考え、学び、伝えていくことが目的とされている。そして、世界に初めて原爆が落とされた広島と長崎にピースメッセンジャー（平和の使者）を毎年交互に派遣するもので、未来に向けて平和を希求する市の重要事業と位置づけられている。

今回、市内中学校の2学年生徒からピースメッセンジャーを募集して15名を選考。事業としては、①事前学習会を3回実施して平和メッセージを完成させた後、②広島へ二泊三日で派遣して、広島市長へ平和メッセージの手交等を行い、③広島で学んだこと、感じたことの報告を各校の全校集会等の場で行い、発表を通じて平和について伝えた。

なお、当事業に係る予算額は2,000,000円計上されており、執行額は1,520,340円となっている。これは、広島派遣を旅行業者へ委託した金額であり、当初契約額は1,544,805円だったが、行程等の変更により最終1,520,340円となった。

(2) 日程について

中学生の派遣ということで6月初旬に各中学校長と協議して決定したと報告を受けた。しかし、担当課は5月24日付けで広島市長に依頼文書を提出しており、5月28日には広島市役所でのピースメッセージの手交

が8月10日に決まり、市長のスケジュールも合わせていた。つまり、8月9日から11日の日程についてはあらかじめほぼ決まっており、校長には事後承諾を取り付けたに過ぎない。

その後に、8月8日・9日に長崎で開催された原水爆禁止世界大会国際交流フォーラム並びに被爆67周年長崎原爆犠牲者慰霊平和記念式典の出席を市長は決め、担当課職員が随行者として付くことになった。

(3) 視察（見学）先について

広島市長へのピースメッセージの手交のほか、視察を行なっている。視察先については、先進地である神奈川県逗子市の事例を参考に日程決定後、担当課が行程案を作成し、校長と引率教諭との協議で決定したと報告を受けた。しかし、契約後に見直しをして一部変更された。

視 察 先	当 初	変更後
広島平和記念資料館（講和を含む）	○	○
平和記念公園・原爆ドーム	○	○
大和ミュージアム	○	○
厳島神社・豊国神社	○	○
広島城	○	×
錦帯橋	○	×
岩国基地（車窓）	×	○

(4) 参加者について

担当課の名簿によれば、派遣団長である市長をはじめとして、中学生15名、引率教諭3名、市職員4名で合計23名となっている。

しかし、当初の旅行者への委託契約では中学生15名、引率教諭3名、市職員は3名で合計21名となっており、変更契約で2日目より市職員が1名増加して4名となっている。

2 判断

(1) 派遣団長について

第1回目の派遣ということで、市長自らが団長を務められているが、実際のところは二泊三日の行程のうち、広島市役所で平和メッセージを手交した一日のみ行動を共にしただけである。これでは派遣団長としてその責務を果たしたとは判断し難いし、派遣されたのが中学生であることからすれば無責任であると言わざるを得ない。派遣団長のあり方について検討するべきである。

また、広島派遣の日程が決まった後に、長崎への出張を決めていることからすれば、担当課の調整にも問題があったと考える。今後はこのよ

うなことのないよう綿密な計画を立てるべきである。

(2) 随行者について

随行者は、市長の長崎への出張に同行し、広島でピースメッセンジャー一行と合流してその後の行程を共にし、市長を先に一人帰庁させた。随行者の役目を考えると適切とは思えない。担当課によれば、人事異動等を踏まえて、課内職員の一人でも多くにこの事業を経験させておきたくてこのようになったとのことであった。しかし、随行者のために変更契約となっていることから明らかなおり、当初の契約では随行者の派遣は想定されていなかった。随行者の任務、役割を考え直すべきである。

(3) 宿泊料金について

今回契約した宿泊料金は、一泊目が1人11,000円(計231,000円)、二泊目が1人11,550円(計254,100円)となっている。時期からして割高になるためやむを得ないかもしれないが、旅費の条例からすれば市長並みの宿泊料となる。仕様書には宿泊の詳細については明記されておらず、予定価格にも問題があったと考える。今後は条例に定める宿泊料の範囲内にするべきである。

3 意見

(1) 旅費・費用弁償について

広島派遣に伴う職員の旅費及び引率教員の費用弁償について、支払われている者と支払われていない者があり統一性がない。派遣業務を業者に委託した場合の旅費及び費用弁償のあり方を検討いただきたい。また、今回支給されている旅費はピースメッセンジャー事業の予算からではない。これでは費用対効果が検証できないと考えるので今後は適正に処理されたい。

(2) 同行する職員について

限られた担当課職員の内多くの者に経験させるのには限界がある。平成23年度の包括外部監査の結果報告書98ページにある「中学校校外活動補助金」の記載は、この事業の参考になると考えるので一度検討いただきたい。

(3) 今後について

今回初めての実施ということで、契約事務を始めとして不手際が目立った。先進地である神奈川県逗子市の取り組みをよく調べておくべきだったとも考える。また、財政状況を考えると、①二泊三日で実施する必要があったのか、②この事業にふさわしい視察先だったのか、③広島への交通手段として新幹線を利用しているがバスでは無理だったのか、と

疑問を感じる。この事業は、広島と長崎を交互に訪問して毎年実施されるものであり、今回の評価・反省を活かすことはもちろん、常に見直しをされ、最少の経費で市長が述べられている「大きな成果」である、平和を希求する市となるよう事業を推進していただきたい。